

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係21 返還交渉前史（対米・対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43734

米食可外食

極
秘
無期限
部の内
号

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信	1	1	2
付	60	ま	
属		付高検査済	

発送日 昭和42年7月18日
発信者 *Yukio Takeo*

(鉢長直披)

文書課長

公信案 (分類)

公信番号	米化 第 917 号	公信日付	昭和42年7月17日
大臣	主 督	北米局長	起案 昭和42年7月17日
政務次官		事務官	
事務次官		北米課長	
外務審議官			
官房長	主任		起案者 浅見 電話番号 445

受信者	在米 下田 大使	発信者	三木 大臣
写送付先		(希望発送日)	7月17
件名	沖縄・小笠原内閣		

GA-2
17 213
外務省

米化第917号

昭和42年7月17日

在米大使殿

外務大臣

沖縄・小笠原内閣

7月14日付往復米局長第1189号に因る。

本件関係文書各一部下記。又別途送付す。

記

別添1. 7月15日付 AIDE-MEMOIRE 全文字

(追5部。内2号)

別添2. 7月14日付「沖縄・小笠原内閣」に因る

外務省

GA-4

大臣、米大は会談。ため先方に手交すべ
き電書(10部の内7号)

別添3. 6月15日付「沖縄施政権遷送内規」
2部(10部の内10号)

別添4. 6月16日付「沖縄の施政権遷送の方
途」(10部の内10号)

別添5. 6月14日付「吉田・沖縄内規」(10
部の内10号)

別添6. 6月5日付「在那霸南島郵便局」
(10部の内10号)

別添7. 6月12日付「小笠原向洋政府方針」
(案)(10部の内10号)

(注) 上記別添1.11.別添2.を翻訳(2.のみ)
シノミテ原米大(ま)に手交(てせう)せり。別添3.~
別添7.付。電書(作成の過程)と内規訂用(に

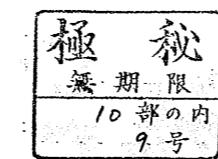
GA-4

外務省

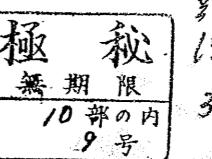
作成したもののいたす。

付属添付

外務省



1. 沖縄施政権返還問題について
2. 沖縄の施政権返還の方途
3. 当面の沖縄問題
4. 在那覇南連事務所強化
5. 小笠原問題対処方針(案) ✓ (⑤)



沖縄施政権返還問題について

昭和42. 6/15
近畿外務総監官

1. 沖縄問題処理について基本的な考え方

- (1) 米国が沖縄保有の法律的根拠は別とし、日本領土とその住民の一部が長く外国の支配下に置かれていることは、日本の民族感情によりたえがたいところであり、沖縄返還は、日本国民にとりその政治的立場を乗り越えた国民的熱望であり、これをいかなる政府もかさえることは不可能であること。
- (2) 米国が沖縄の施政権を保持するのは、日本及び極東の安全保障を確保する必要からであるとしても、日本国民たる沖縄住民をその祖国から分離統治し続けることは、民主的正義の概念からいって、国際社会により承認されえないものであること。
- (3) 日本及び沖縄住民が上記安全保障の必要から米国との沖縄における軍事的存在を認めてい

るにしても、これは必ずしも米国の施政権の保持の必要性を正当化しうるものでなく、

またこれがため沖縄住民を米国の施政下に置き続けることは、日本政府として沖縄住民の犠牲の下に自らの安全を買つているとの政治的道義的批判から免れえないものであること。

(4) 沖縄問題は日米、米英、日英の三面をもつており、これらの関係は相互に関連しあつてゐるものであり、当然のことながら、本問題のいかなる解決策も日米及び英にとり受け入れられるときものでなくてはならないこと。

(5) 日本及び極東の安全保障上沖縄における米国の基地及びその使用を維持することが、日米両国の共通の利益であるとの立場から、

(6) 沖縄施政権返還が基地及びその効果的使用にいかなる支障を与えるかの問題。

(7) 将来のアジア情勢の動向、軍事技術の発展及び戰略思想の変化に照らして、沖縄の軍事的、戰略的役割をいかに評価するかの問題。

を検討する必要があること。

(8) 沖縄に対する米国施政権は、目的のための手段にすぎないのであって、この問題の解決は、日米両国共通の関心事である極東及びアジアの平和のため、両国がそれぞれいかなる政治的、軍事的役割を担うべきかの基本的構想を立て、その一環としての沖縄の地位に対する共通の認識の上に求められるべきこと。

2 沖縄問題処理の緊急性

(1) いわゆる「770年問題とも関連して沖縄（小笠原）施政権返還問題のわが国における論議は、今後ますます盛んとなり、また沖縄においても復帰運動が激化するであろうことは明らかであり、これが反米運動に利用される危険度も増加しつつあること。

(2) 上記論議及び運動を通じすでに諸種の返還方式が私的に提案されているが、これが国内において混迷をもたらしているのみならず、米国側にもはね返り、米国側に不要の刺戟を

極 秘
無期限
10部の内
9号

別添4

与えつつあること。

- (3) 沖縄敵情の先行き不安及びわが國における返還論無ないし運動が反米運動に利用され、一般世論がその影響により硬化するのを放置すれば、日米両国としても最も悪い条件下にこの問題の処理に取組まねばならないおそれのあること。
- (4) 米国としても以上の考慮から本問題についてわが方と意見の交換を希望しているので、わが方として本問題処理に関する考え方を整理し、具体案を作成して、これにつきなるべく早い機会に極秘、かつ、非公式の協議を行なう必要があること。
- (5) 上記協議に際しては、(1)沖縄敵情返還問題、及び(2)究局には敵情返還を目指しながら、当面の解決を要すべき具体的諸問題、双方をとり上げること。

沖縄の施政権返還の方途

昭和42. 6/6
北米局長

1. 主要在沖基地

- (1) 沖縄本島にある米軍基地は、(1)本島南半部より古座市にわたつて集中している陸軍補給基地、(2)同地区にある嘉手納飛行場を中心とする空軍基地、(3)那覇港及び東海岸ホワイト・ビーチの海軍施設、(4)東海岸に点在する3つの海兵隊基地、(5)北部の海兵隊演習場等であり、このほか各地に通信施設が散在する。
- (2) これらの基地のありようは、いわゆる「全島基地」というには当らないが、他面機能を兼にして各地に散在する基地を一地域に移転集中することも、基地の規模と機能を大巾に削減しない限り、物理的に不可能である。

2. 全面返還

国会等でいわれるいわゆる全面返還は、米軍を沖縄より全面的に撤退せしめた上での返還であるが、このような全面返還は、樺東の現情勢

下において沖縄における米軍の存在が、日本を含む極東の安全保障上重要な抑止力としての役割を果していると認める政府の立場と両立しない。「全面返還が目標である」という意味は、あたかも安保条約が、「日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じた」と認められる時期までの暫定的性格のものであるのと同じ趣旨でなければならない。

3. 機能別返還

(1) 機能別返還は、軍事施設の機能と比較的関係の少ない戸籍、教育、社会保障、産業等の事項に関する施政権を順次事項別に切離して返還せしめようという考え方であるが、次のように問題があり、また米側も容易に応じるとは認め難い。

(2) 問題点

(1) 米側からは完璧的にその安全保障上の必要をいかに保障するかを問われ、沖縄住民側からは全面返還を唱上げするのではない

かを問われ、結局施政権の態様に関する究極的構想の提示をせまられて、「部分返還」の意味が失われること。

- (1) たとえば教育に関する施政権なるものの範囲を固定することに実際上の困難のあること（どの範囲の日本法令を沖縄に適用することになるか、その後の新規立法、法改正はどうなるか等）。
- (2) 立法、司法部門に関する問題のあること（関係日本法を制定する国会に沖縄住民が代表されていないこと、関係法令に関する司法権の運用をどうするか等）。
- (3) 当該事項についてのみ、種々の面で本土並みとなることによる他の事項との不均衡。（関係公務員の待遇等）。

4. 基地付返還の面向途

わが方の基本的態度が沖縄の果している軍事的役割と施政権返還に対する国民の願望を調整することにある以上、この問題の解決のためには、沖縄に最少限必要な米軍基地を存続した

まま施政権を返還させる方法を探求しなければならない。このような返還には次のような形を考えうる。

- (1) 島別返還
- (2) 地域別返還
- (3) 基地付全面返還

5 島別返還

(1) 軍事施設が集中的に存在する沖縄本島のみを現在のまま米国の施政下に残し、その他の島の施政権を日本に返還せしめる考え方である（41年3月自民党中央曾根誠貴の構想、42年5月大陸問題研究所意見等）。

6 問題点

- (1) 沖縄住民の一部のみが復帰し、その他の大部分が取残される結果となることに対する住民の強い反感のこと。
- (2) 経済的、社会的に一体である沖縄がさらに分割され、その一部が日本の、他が米国の施政権下におかれることが実質上不便、不自然であること。

(4) 沖縄本島に関する限り問題の解決にからず、しかもそこでの米国の施政権の固定化を招来する可能性のあること。

(5) 米側からみた場合、本島のみを残せば、保守・革新のバランスが崩れ、沖縄立法院は反米的色彩を強めることがおそれられること。

6 地域別返還

現に基地である地域は、これを現在のままの米国の施政下に残し、爾後の地域の施政権を日本に返還する考え方である（自民党中央曾根誠貴等の構想）。

この考え方によれば、米軍基地たる地域を米国の施政下に残すことにより米軍の基地自由使用を確保しつつ返還を図ることとなるが、これには次のとき問題がある。

- (1) 基地を米国の施政下に残すことによって核等の問題について日本政府の責任を回避しようとするのであるとすれば、その考え方自体道義的に問題であり、基地が米国の施政下に

あるにせよ、その周辺に居住する日本国民に対する政府の責任は所轄回避しうるところではない。

- (2) 基地内においては米軍はどの途特權を認められる一方、基地外において地位協定の律するところとなり、従つて新たな基地の取得、基地の出入、調達、労務、裁判権等について調約が加わることとなるので、この方式は米側にとり、前述の基地付全面返還に比し、特に魅力のあるものとはなり難い。
- (3) 基地を／ないしせいぜい2、3カ所に集中しうるならなか形の上でも收まりがつくであろうが、沖縄各地に米軍施政下の地域が点在する形はきわめて異例であり、不合理である（なお、米數特定期のみを米國施政下に残すような考え方も実際的ではない。）。
- (4) 将來基地の返還及び新たな提供を行なうことが手続上非常に複雑となり、現存基地の固定化を招來する。
- (5) 基地問題が施政権返還の要素も含むことと

かつて、依然として権限を残していることとなる。

7. 基地付全面返還

施政権は全面的に返還し、米軍基地については本土と同様安保条約、地位協定を適用するが、同時に沖縄の特殊性に応じて最少限必要な手当てをする考え方である。この方式によれば、基地の問題はそのままであるとしても沖縄の現状を本質的に改善すべきものであるから、沖縄側も結局これを受入れると認められるが、日本側においては核並びに戦闘作戦行動等安保条約の事前協議事項その他に關し、以下のような問題が存する。

- (1) 沖縄に地位協定が適用されこととなれば、米軍の基地取得、基地の出入、調達、労務、裁判権等の問題に關して日本政府が介入することとなり、それだけ米側のいわゆる「自由」は制約されることとなるが、この点は米側に納得せしめるとともに、わが方として地位協定上の約束は完全に保証し、米軍をして所要

の活動を行なうを止めることが必要である。

(2) 安保条約第6条に関する事前協議の対象となる事項については、沖縄の特殊性にかんがみて、若干の例外を認めすることが必要である。すなわち、

(ア) 「戦闘作戦行動のための基地使用」は、事前協議の対象から外して、条約第4条の協議の問題とする。

(イ) 「米軍装備の重要な変更」、すなわち、核兵器の持込み及び中長距離ミサイル基地の建設については、現存のマース着陸場の基地を認めるやという既成の課題から、一定の条件下に核弾頭の持込みを承認しうるやの問題を究明するとともに、米側に対しては核基地としての必要の限度が最少限どこにありやを検討せしめ、もつて彼我の間に妥協しうる点を見出す必要がある。

(ウ) 米軍の行動範囲について、安保条約上日本及び極東の平和に寄与する範囲という範囲が加わることとなるところ、実際問題として

の点は特に例外を定める必要はない。

(ア) 前記のことく沖縄の米軍基地に本土の基地と異なる地位を認めれば、施政権返還後直ちにこれを本土の基地並みとすべきとする運動が起るであろうが、これは施政権返還運動に比すればいわばレッサー・イヴィルである。

(イ) 施政権が返還されれば、わが方は沖縄自体の防衛について米軍と並んで責任を負うこととなるが、前記(ア)の点とともに、防衛庁及び施政権を政府が全面的に支持し、わが国の防衛姿勢に対して米側に危ぐならしめるだけの決意が必要である。

当面の沖縄問題

昭和四二、六、一四
北米局長

沖縄問題の所在

沖縄問題は、米琉、日琉、日米の三面を有するところ、相應連する諸問題をこの三面に分けてみれば、

(1) 米琉間の問題は、自治権拡大並びに人権問題を主とし、

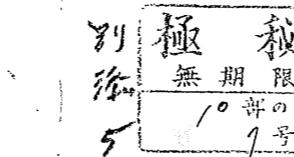
(2) 日琉間には、本土との一体化を目指として經濟援助促進、琉球政府強化、南連事務所擴大等の課題が挙げられ、

(3) 日米間の課題は、施政権返還の問題であるが、

当面の課題は、施政権返還の方途を探求するとともに、右の及び何につき改善の具体的措置を推進することにある。

二 自治権拡大

いわゆる自治権拡大の営業となる主要問題を沖縄統治に関する大統領行政命令及び関係布令等について列挙すれば次のとおりである。



判決

5

(1) 行政権關係

(2) 主席公選

主席任命はすでに高等弁務官の任命から立法院選舉による現行制度にあらためられているが、これをさらに直接公選にあらためるべきとの問題である。

(3) 民政府組織

米国の施政権行使に当たり、国防長官は琉球政府の「發展を獎勵」することとなつており、そのため民政府を置いておるが、強力な民政府の存在は琉球政府自身の責任意識と積極性をまひさせる結果になつており、自治権の拡大に伴う民政府権能の縮少が必要となる。

(4) 公務員の罷免権

高等弁務官は琉球政府公務員の罷免権を有する。

(5) 立法権關係

(4) 法案事前調整

- (1) 高等弁務官の立法拒否権
(2) 高等弁務官の法令制定権

(3) 裁法協調係

(4) 民事裁判権

米側は、米軍人、軍属等が当事者であつて高等弁務官が重要と認める事件のほか、高等弁務官が米国の安全に重大な影響ありと認めた事件につき、管轄権を有する。

(5) 刑事裁判権

米側は、米軍人、軍属等に対する裁判権（公務上たると否とを問わず）のほか、高等弁務官が米国の安全に重大な影響ありと認めた事件につき管轄権を有する。

(6) 高等弁務官の特権

高等弁務官は、前述のことく、法案法律の拒否権、法令発布

権、裁判管轄の指定、等広範な特権を有するほか、安全保障上必要な場合にはすべての権力を全面的に行使できる。このような特権行使に当つては、沖縄住民の基本的自由及び人権を尊重することとなつており、またある程度施政権者として当然のことではあるが、その範囲、準則等につき検討の余地がある。

（三）人権問題

(1) 人権問題といわれるものはおよそ次のとくである。

(1) 出入城制限

沖縄への出入城管理は施政権者たる米側が保有しているが、最近はよほど事態改善しているものの、なお拒否ないし通牒の事例がある。

(2) 米軍人等による犯罪

犯罪事件の頻度の問題は別とし、問題は琉球政府の裁判管轄権が及ばないこと、警察権も現行犯の逮捕引渡しに止まる

こと、米側裁判の結果が判らぬこと、等にある。

(4) 民事請求権の処理

沖縄は判らないが、米軍關係の民事請求権がいわば米側の一方的査定で処理されるという不満がある。特に軍用地盤取の補償並びに演習等に基づく損害補償が十分でないとの不満が強く。

(5) 米軍雇用労務者の地位

労務者は米軍の直接雇用であつて、団体交渉、労働協約、労働の権利はなく、また労組設立には思想制限がある。紛争及び苦情処理のため米瑞委員会は機能しておらず、司法的救済の途は与えられていない。

(6) 以上のうち、裁判権、施設提供、労務調達にかかる諸問題は、いすれも駐留軍に関する通常の地位協定の中心的な対象事項であるが、米国政府とその施政下にある琉球政府の間に協定がある。

四 経済援助の促進

(1) 日本政府経済援助の増額

沖縄は大規模な基地経済を持ちながらも本土各県の最下位に近い經濟水準にあり、本土との經濟的格差是正は急務といえよう。現在琉球政府の才入は、本来の才入並びに日米それぞれの經濟援助の三本立てであつて、本年度からは日本政府の援助が最も多額となるに至つたが、今後も少くとも本土の府県並み、あるいはそれ以上に増額を考える必要がある。

(2) 経済政策への参画

現在の援助は、琉球政府が民政府と共同して立案する長期

圖に基づいて作成する年々の財政計画を前提とし、日本政府の援助をこれに組入れる趣旨となつてゐるが、日本側援助の相對的、絶対的増加に伴い、沖縄の長期、短期の經濟計画に対しても日本政府が表向きこれに參画する仕組みとすることが必要である。この点に関し、民政府が沖縄の長期經濟計画を日本の研究機関に委嘱してきていくことなど注目される。

琉球政府強化、南連事務所拡大

(1) 琉球政府強化

琉球政府は本来日本の一地方庁であつて、中央政府の授職もなくして久しく民政府の下におかれてきたわけであるが、もともと性質上地方庁の仕事以上のものも負担してきた上に、自治権拡大が進むに伴いその責務は一層大きくなつてくる次第であり、現にいわゆる人権問題のこととは、琉球政府が強化されれば相当程度改善の素地が作られるであろう。従つて琉球政府が

受入れるならば、本土の地方庁に中央政府職員を派遣することなく、少なくともこれと同程度の人事交流を考慮すべきであると思われる。

(2) 南連事務所拡大

現在の南連事務所はきわめて限られた機能を与えられ、また琉球政府との接觸も、純然たては民政府を通じてこれを行なうことになつてゐる。しかしながら、前記琉球政府強化の觀点より、南連事務所を日本政府關係官庁の綜合的出先機関たる実質を備えるようこれを充実し、また琉球政府の責任運行に直接協調会議を固しうることを体側にもつて行くことが望ましい。

六 結論

施政権返還をみると至るまでの問題は、米國の施政政策に発するよりは、むしろ米國の存在、すなわち、基地の存在と外國政府の支配という根柢から生起するものである。よつてこれが対策と

別添
6

極秘
無期限
10部の内
7号

在那留南連事務所強化

昭和四一・六・五
北米局長

一 沖縄において自治権が拡大されるに伴い、従来の米国政府の責任を逐次日本政府の責任に置き換えて沖縄の施政にそごなきを期することが望ましく、これはまた同時に、本土との一体化、格差は正の実を擧げる所以である。しかしながら、当面これを米国の施政権の枠内において考えなければならないので、米琉双方に対して摩擦を生ずることなく所期的目的を達成するためには、南連事務所を強化し、米民政府及び琉球政府がおのずからこれと協調するような仕組みを考えることが適当である。

二 現在の南連事務所の機能は次のとおりである。

（一）昭和二十八年の在京米大使館覚書により、南連事務所の職務は、渡航文書の作成、旅行及び貿易に関する情報、文化交流、検疫衛生に関する情報、日本籍船舶に関するあつせん、恩給、

しては、日本政府の援助によつて琉球政府の立場を強化し、沖縄住民と米軍及び米国施政当局との摩擦を最少限に止めて行く必要があり、日琉一体化と格差是正の実はここに存するのである。從つて経済援助の促進や、沖縄住民の個々の要望に沿つた改善措置を進めるとともに、施政の目録を琉球政府の立場の強化と日琉政府の一体化にして行くべきである。

戸籍等に関する事務等十三項目と定められ、右に必要な日常行政事務以外についての琉球政府及び琉球住民との接触は、米国民政府を通じてのみ行なわれることとなつてゐる。

(二) 昭和三十九年以降、日本政府の経済援助について、次年度計画の予備的検討及び当該年度の援助実施上生ずべき諸問題の検討を任務とする日米建設技術委員会において日本政府を代表する。

(三) なお、今後日本政府旅券発行、沖縄における移住事務等が南連事務所の任務に加えられる。

(四) 南連事務所を前記(一)の趣旨で強化するためには、(1)米側との關係では、従来沖縄の問題に關する日米両政府間の話し合いの系路は主として東京における外交系路に限られているが、南連事務所は本国の施政運行上生起するあらゆる問題に關し、日本政府を代表して現地において高等弁務官(及び民政府)と協調し、交渉し得るものとするとともに、(2)琉球政府との關係では、米民政府を通じてこれと接觸するという現在の態勢をあらためて、南連事務所が公式に直接接觸しうるものとし、一般にその行政全般にわたり、協調を受け、勧告をなしうることとする必要がある。

(五) 南連事務所が以上のような機能を果すためには、大使級の所長の下に、參事官級の次長二名を外務省(現在の所長はこれに該当する。)及び自治府より派遣し、所員として大蔵、逓信、農林、運輸、警察等關係各省庁の責任ある代表をおくことを考慮すべきである。このような組織は、いわば往時の終戰連絡事務局のとき形となるであろうが、これが事實上米連間に介在してそのあつせんに當るならば、現在日常生活する種々の問題も相当程度解決しうるのではないかと思われる。

なお、以上の考え方を実施するに當つては、米側に対しても、米側の施政権の建前を崩す趣旨にあらざる旨を譲り理解せしめたる上新たに取締をなすとともに、沖縄側に対しても、本土との一体化に資する所以を懇切に説明する配慮が必要であろう。